

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和3年8月20日

由仁町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			山形地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	山形集落協定
	○			岩内地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	岩内集落協定
	○			古山地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	古山集落協定
	○			中三川地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	中三川集落協定
	○			東三川地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	東三川集落協定
	○			川端地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	川端集落協定